

岩手県内水面漁業振興計画

平成28年5月

岩 手 県

はじめに

岩手県は、本州第1位の広大な県土を有しており、その約8割を森林が占めるなど豊かな自然環境が残されている。本県には、この豊かな森林を水源とした大小様々な852の河川があり、内陸部には、東北第1位の幹川流路延長及び流域面積を誇る北上川水系、青森県の太平洋に注ぐ馬淵川水系、さらには日本海に注ぐ米代川水系があり、一方、沿岸部には、北上高地を起源とする流程の短い急峻な河川が太平洋に注いでいる。

本県では、これらの多くの河川において、春先のうぐい瀬付漁や夏から初秋にかけてのあゆの友釣りなどが行われている。また、清涼な河川水や地下水を利用し、やまめ、いわななどの冷水性魚類の養殖も行われている。

本県の河川は、水産物の供給の場であるだけでなく、内水面漁業者による水産動植物の増殖や漁場環境の保全・管理を通じて、釣り場や自然体験活動の学習の場といった自然と親しむ機会を県民に提供しており、豊かな県民生活の形成に大きく寄与している。

一方、内水面水産資源を維持、管理する内水面地区漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第18条第2項に規定する内水面組合をいう。以下同じ。）の組合員数は、平成5年の15,612人から平成25年には5,943人と約6割も減少するとともに、高齢化が進んでいるうえ、内水面地区漁業協同組合の主な収入源である遊漁料収入の減少による経営の悪化によって、内水面水産資源の維持・造成に必要な種苗放流経費の確保が困難になっている。さらには、オオクチバス等の外来魚やカワウによる食害など本県内水面水産資源は厳しい状況に置かれている。

以上の状況を踏まえ、本県の豊かな内水面水産資源の回復を図るとともに、将来にわたり内水面漁業が有する多面的機能を発揮するため、内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）第10条第1項の規定に基づき、本計画を定めるものである。

第1 定義

本振興計画においては、以下のとおり定義する。

内水面水産資源：河川・湖沼等の公共の用に供されている水面における水産資源及び養殖生産物をいう。

通し回遊魚：内水面と海面との間を往来する魚類をいう。

第2 計画期間

この振興計画は、平成28年度から平成32年度までの5年間とする。

第3 内水面漁業の振興に関する指針

岩手県は、本県内水面漁業の有する水産物の供給の機能及び多面的機能が適切にかつ十分に発揮され、将来にわたりて県民がその恩恵を享受できるようにするために、内水面水産資源の状況及び内水面水産資源を取り巻く環境を把握し、国及び県並びに市町村の関係部局、内水面地区漁業協同組合、遊漁団体、猟友会及び地域住民等と連携して、内水面水産資源の回復や漁場環境の再生等の内水面漁業の振興に必要な施策を総合的に推進することとする。

第4 内水面水産資源の回復に関する取組

1 内水面水産資源の増大による内水面漁業の推進

- (1) 内水面水産資源の増大による内水面漁業（内水面養殖業を含む。以下同じ）を推進するため、増養殖技術の研究開発を実施するとともに、得られた成果を広く普及する。
- (2) 特に、本県内水面漁業の基幹魚種であるあゆについて、県内産種苗の生産体制の整備や遊漁者ニーズに対応した品種の開発に取り組むとともに、内水面養殖の対象魚種についての染色体操作等を活用した種苗生産及び養殖技術の開発に取り組むものとする。

2 特定外来生物等による被害の防止対策の推進

- (1) 特定外来生物等による内水面水産資源に対する被害を防止するため、内水面地区漁業協同組合及び民間団体が行う駆除活動について、技術的な指導を行う。
- (2) また、近年、飛来数が増加傾向にあるカワウについて、カワウ被害防止対策に関する内水面漁業者、遊漁団体及び獵友会等の知識の向上を図りつつ、カワウの生息状況や被害状況を調査し、調査結果に基づいた効果的な駆除方法及び追い払い方法等を示すことにより、飛来数の半減を目指していくこととする。

3 内水面水産資源に係る伝染性疾患の予防対策

- (1) 内水面水産資源に係る冷水病等の伝染性疾患の予防及びまん延を防止するため、内水面漁業者への定期的な巡回指導を強化するとともに、疾病発生の通報を受けた場合には、迅速な魚病検査の実施及び指導を行う。
- (2) また、海外から侵入の恐れのある伝染性疾患及び新疾患の発生状況について、国から情報提供があった場合、迅速に内水面漁業者への周知を図る。

4 通し回遊魚類の増殖の取組

- (1) 通し回遊魚類の持続的な利用の確保を図るため、産卵場の確保及び資源管理の取組を支援するとともに、種苗放流技術の開発及び普及を行う。
- (2) このうち、さけについては、回帰率の向上を図るため、健苗な稚魚の生産技術の向上を図るとともに、放流後の稚魚の減少要因の解明に取り組むこととする。また、東日本大震災津波の影響により、回帰親魚の減少による採卵用親魚が不足していることから、水産関係団体と連携し、親魚確保対策の取組を推進する。さらに、受益に見合った適切な増殖経費の負担を実現するための取組を推進する。
- (3) また、内水面の遊漁対象種及び海面漁業の春季の漁獲対象種として資源造成の要望があるさくらますについては、資源造成に向け、種苗生産技術及び放流技術の開発に取り組むとともに、内水面地区漁業協同組合及び沿海地区漁業協同組合の種苗放流の取組を支援する。

第5 内水面における漁場環境の再生に関する取組

1 内水面における水産動物の生息・移動環境の改善

- (1) 内水面における水産動物のそ土・降下環境の改善のため、堰等の施設管理者及び内水面漁業者と連携し、河川横断施設について、内水面における水産動物の移動経

路の確保や水量・水質を含めた生息環境の保全を考慮しながら、魚道の設置、改良及び維持管理に努める。

- (2) また、内水面水産資源の生育又は内水面生態系の保全に資するため、有用魚種について、産卵場の造成や棲み家づくりの取組を支援する。

2 多自然川づくりの推進

河川の管理者は、河川全体の自然の営みを視野に入れ、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境の創出を全ての川づくりの基本として、平面計画や縦横断計画等の河道計画や河岸の保全・整備にあたっては、内水面水産資源の生育環境改善その他内水面に係る生態系保全にも資するよう、個別の箇所毎の状況に応じた取組を行う。

3 多面的機能の発揮に関する取組

内水面漁業の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるよう、内水面漁業者と遊漁団体や地域住民等が連携して行う河川・湖沼の水草除去、清掃等の内水面に係る生態系維持・保全に係る活動、環境教育、漁業体験等の場の提供、地域における食文化、伝統文化の伝承機会の提供及び普及啓発の取組を支援する。

4 森林の整備及び保全

- (1) 森林の有する水源かん養機能の発揮により良質な水の安定供給を確保する観点から、内水面水産資源の生育環境の保全及び改善に資するよう、適切な造林、間伐等の森林整備を推進するとともに、保安林の適切な管理や治山施設の整備等による森林の保全を推進する。
- (2) また、多様な主体の参加と連携による県民参加の森林づくりを推進する。

第6 その他内水面漁業の振興に関する重要事項

1 効率的かつ安定的な内水面漁業経営の実現

- (1) 効率的かつ安定的な内水面漁業経営を実現するため、内水面漁業者を有する地域が漁業・漁村の構造改革を目指し策定する「浜の活力再生プラン」の取組を支援する。
- (2) また、国が実施する燃油と配合飼料の価格高騰対策について、内水面地区漁業協同組合等に周知し、導入を支援する。
- (3) さらに、内水面地区漁業協同組合等が行う漁業技術及び経営面での創意工夫の取組について、国から情報提供があった場合には、速やかに内水面地区漁業協同組合へ周知する。

2 人材の育成及び確保

効率的かつ安定的な内水面漁業の経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、国が実施する漁業就業希望者を対象とする就業相談会、新規就業者の漁業現場での実地研修、内水面漁業の技術及び経営方法の習得のための講習会、内水面漁業者の経済管理能力の向上のための研修会等の周知を図る。

3 協議会

第5種共同漁業権の免許を受けた内水面地区漁業協同組合から内水面漁業の振興に関する法律第35条第1項に規定する協議会の設置の申し出があった場合には、協議内容が

法の趣旨に則っているかを検討し、必要に応じて協議会を設置するとともに、円滑な協議が行われるよう関係者間の調整を行う。

4 平成 23 年東京電力原子力発電所事故による被害への対策

- (1) 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災津波に伴う東京電力原子力発電所の事故に由来する放射性物質による汚染の実態が明らかになっておらず、漁場利用への支障及び内水面水産資源の販売の不振が生じていることから、内水面地区漁業協同組合及び内水面地区漁業協同組合連合会と連携し、川魚の放射性物質の残留検査を実施する。
- (2) また、川魚の放射性物質の残留検査結果や出荷停止・採捕自粛の措置の状況について、県等のホームページに掲載し、遊漁者に対して正確な情報提供を行うこととする。

5 県民の理解と関心の増進

- (1) 第 5 種共同漁業権の免許を受けた内水面地区漁業協同組合は、水産資源の維持を図るため、漁業法第 127 条の規定に基づく増殖義務が課せられていることから、稚魚放流、産卵場造成などの取組を行っているが、このような内水面地区漁業協同組合の取組について、県民の理解と関心を深めるため、内水面地区漁業協同組合の取組状況を周知するとともに、体験放流等の川辺における自然体験活動を推進する。
- (2) また、内水面水産資源を適切に管理するため、岩手県内水面漁業調整規則や内水面地区漁業協同組合が定める遊漁規則等の周知及びその遵守に関する啓発活動を行う。

6 河川環境及び生物環境等の各種モニタリング調査の実施

東日本大震災、地球温暖化及び酸性雨等による内水面水産資源の生息環境等への影響を検討するため、河川環境及び生物環境等の各種モニタリングを行い、変動の把握に努めることとする。

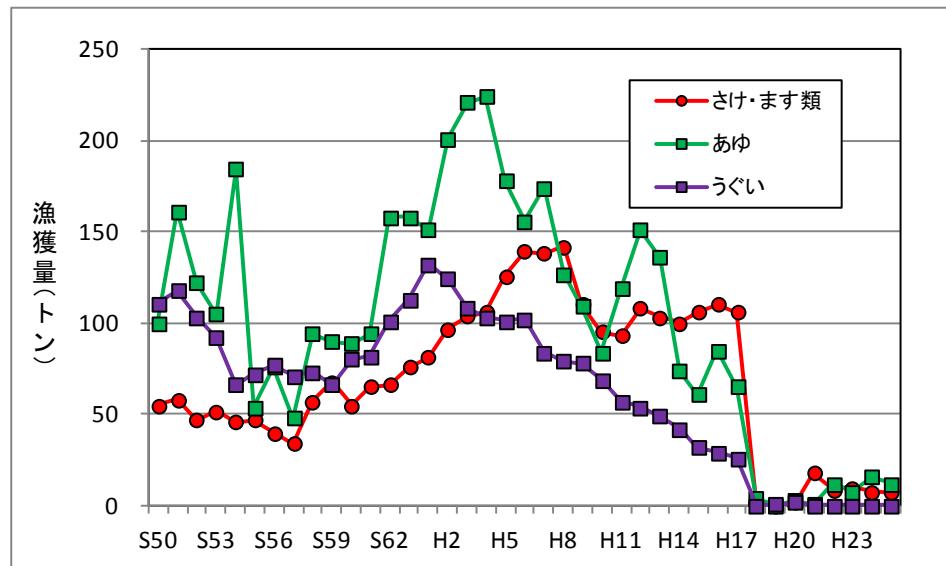
<参考資料編>

1 内水面漁業生産量の推移

(1) 内水面漁業

ア 本県内水面漁業では、さくらます等のさけ・ます類、あゆ及びうぐいが漁獲されている。

イ 漁獲量は、何れの魚種も、平成元年～8年をピークに減少し、平成18年以降、低い水準で推移している。



(出典：漁業・養殖業生産統計年報)
図1 岩手県内水面漁業漁獲量の推移

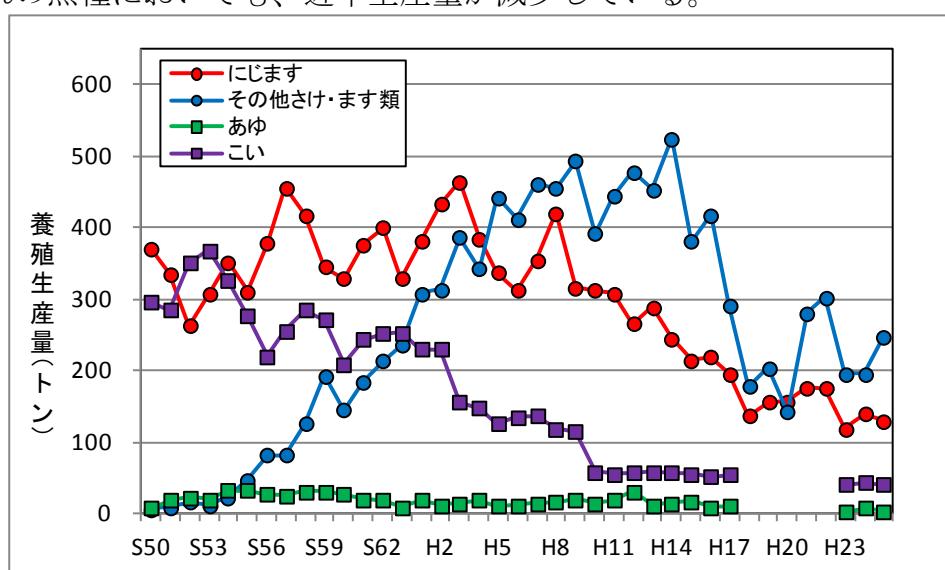
※ 平成17年までの漁獲量には、遊漁による漁獲量が含まれる。

(2) 内水面養殖業

ア 本県内水面養殖業では、にじます、やまめ、いわななどのさけ・ます類やこい、あゆなどが養殖されている。

イ 特に、やまめ及びいわな等のその他さけ・ます類は、全国で上位の生産量を誇る。

ウ 何れの魚種においても、近年生産量が減少している。



(出典：漁業・養殖業生産統計年報)

図2 岩手県内水面養殖生産量の推移

2 内水面地区漁業協同組合の組合員数及び養殖経営体数の推移

- (1) 平成5年における内水面地区漁業協同組合の組合員数は、正組合員14,308人、准組合員1,304人、計15,612人であったものの、平成25年には正組合員5,834人、准組合員109人、計5,943人まで減少している。特に、准組合員数は約9割減少している。
- (2) 平成10年における内水面養殖経営体数は143戸であったものの、平成25年には56戸まで減少している。

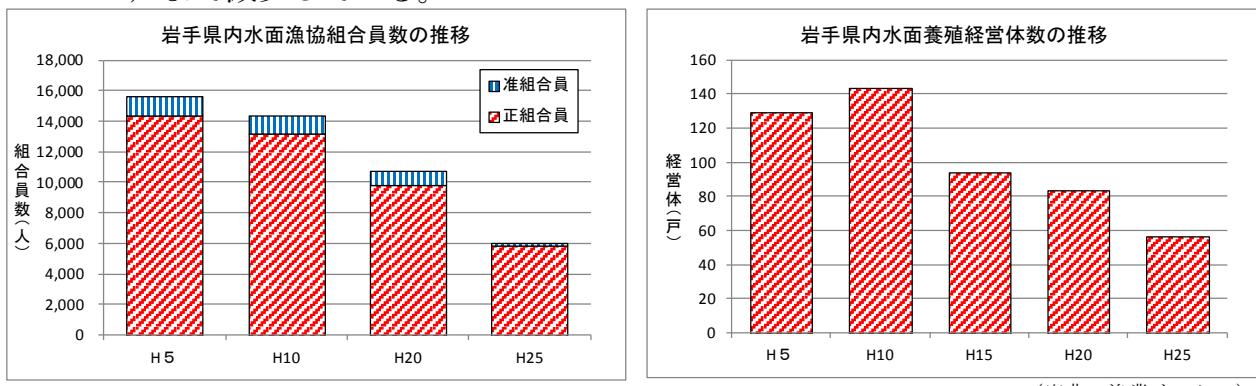


図3 岩手県内水面地区漁業協同組合の組合員数と養殖経営体数の推移

3 遊漁券販売量の推移

- (1) 全県共通遊漁承認証の発行枚数及び金額は、平成9年の6,616枚、108,960千円をピークに減少し、平成27年には3,296枚、54,980千円と半減している。

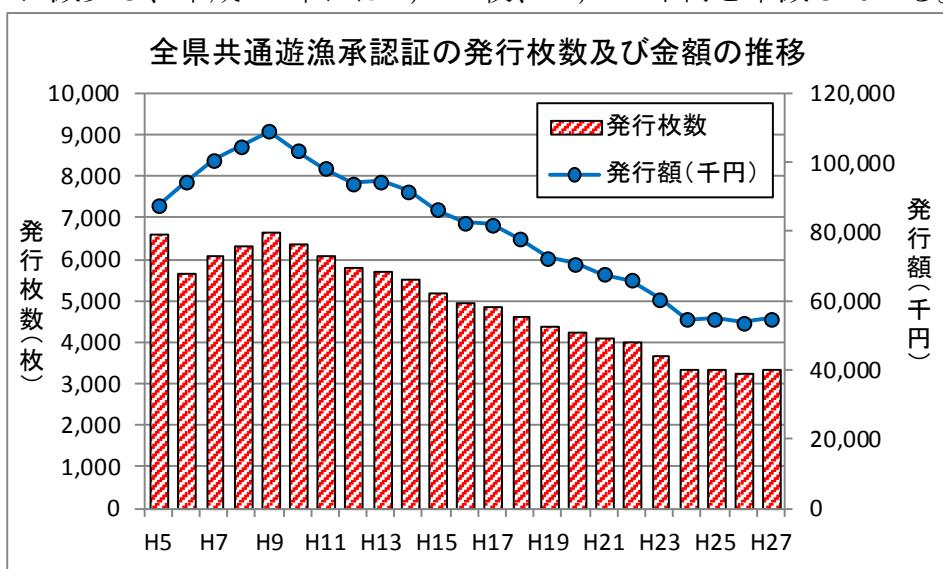


図4 全県共通遊漁承認証の発行枚数及び金額の推移

4 岩手県におけるカワウ飛来数の推移

- (1) 本県河川では、1,500から1,600羽のカワウの飛来が確認されている。

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	平均
春季調査	1,323	2,209	1,622	815	2,431	1,392	1,421	1,602
秋季調査	-	1,529	1,055	1,000	2,152	1,970	-	1,541

(出典：岩手県、岩手県内水面漁業協同組合連合会)

5 本県内水面における漁業等の状況



うぐいの瀬付漁の様子



あゆ友釣りの様子



川底の石洗いの様子



地元小学校の体験学習会の様子



小学生によるあゆ稚魚放流会の様子



河川に飛来したカワウの様子

岩手県における漁業権設定河川の概況

平成25年9月1日現在

